

## 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5(2023)年度補正予算概要.....	1～4
2 令和6(2024)年度予算概要 .....	5～10
3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子 (子ども未来部所管分) .....	11
4 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	12～14
5 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の骨子.....	15～16
6 函館市つつじ保育園条例の一部を改正する条例の骨子.....	17～18
7 函館市児童館条例の一部を改正する条例の骨子.....	19～21

# 1 令和5（2023）年度補正予算概要

## （1）一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
積立基金運用収入	22	育英基金分増	22
指 定 寄 付 金	1,869	児童館等管理運営所要経費分 ひとり親家庭のしおり発行費分 遺児手当分増	1,200 469 200
ふるさと寄付金	△ 660	ひとり親家庭のしおり発行費分皆減	△660
育英基金繰入金	△ 22	育英金分減	△22

[歳出]

民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
子ども未来総務費	5,452	旭岡児童館外壁改修費減 児童福祉施設等性被害防止 対策設備整備事業費	△2,523 7,975 (国)次世代育成支援対策施設整備費補助金 △939 (国)保育対策総合支援事業費補助金 5,300 (その他)児童福祉施設整備事業債 △1,600

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
子 育 て 支 援 費	△ 2,414	子ども家庭総合支援拠点関係経費減 △2,414 ヤングケアラー実態調査費減 △2,414	(国)地域子ども・子育て支援事業費補助金 △72 (国)児童虐待防止対策等支援事業費補助金 △2,266 (道)地域子ども・子育て支援事業費補助金 △72 (その他)指定寄付金 1,200
保 育 サ ー ビ ス 費	84,635	保育サービス向上推進費増 16,347 一時預かり事業費増 16,347 子ども・子育て支援給付費増 68,288 施設型給付費増 68,288	(国)子ども・子育て支援給付費負担金 17,439 (国)地域子ども・子育て支援事業費補助金 5,376 (道)子ども・子育て支援給付費負担金 22,454 (道)地域子ども・子育て支援事業費補助金 5,376 (道)子育て支援対策臨時特例補助金 145

## 衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
母 子 保 健 費	6,488	母子保健医療費等給付費増 6,488 小児慢性特定疾病医療費増 6,488	(国)母子保健 費負担金 3,244 (その他)ふる さと寄付金 120

## 教育費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
奨 学 給 付 金	△ 917	給付型奨学金減 △920 事務費増 3	(その他)積立 基金運用収入 (青少年育成 基金) 3 (その他)青少 年育成基金繰 入金 △920

[繰越明許費]  
(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	2 子 ども 未 来 費	児 童 福 祉 施 設 等 性 被 害 防 止 対 策 設 備 整 備 事 業	7,975

## (2) 奨学資金特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
積立基金運用収入	150	奨学基金分増	150
寄 付 金	10	奨学基金分増	10
前年度繰越金	1,187		
貸付金収入	△ 671	現年度分増 滞納繰越分減	443 △1,114

[歳出]

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
管 理 費	△ 1	事務費減	△1 (その他)積立 基金運用収入 150
奨 学 金	△ 1,302	奨学資金貸付金減	△1,302
奨学基金積立金	1,979	奨学基金積立金増	1,979 (その他)寄付 金 10

2 令和6（2024）年度予算概要

(1)一般会計

[歳 出]

民 生 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
小 学 校 入 学 祝 金 給 付 事 業 費	137,051	小学校に入学した子どもの保護者に対して、 1人10万円の祝金を支給	
子 ども 家 庭 セ ン タ ー 関 係 経 費	12,170 (民生費分) 8,984 (衛生費分) 3,186	全ての妊産婦から、子育て世帯とその子どもまで、母子保健と児童福祉に関する相談支援を一体的に行う「子ども家庭センター」を設置し、児童虐待やヤングケアラーに対する支援体制を強化	(国) 児童虐待防止対策等支援事業費補助金 9,365 (国) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 11,367 (道) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 3,805 (その他) 地域振興基金繰入金 1,000
保 育 士 等 確 保 対 策 事 業 費	27,472	新規就労奨励金 14,000 保育士等資格取得後、市内の保育所等に初めて常勤の保育士等として就労した者に20万円の新規就労奨励金を支給 継続就労奨励金 12,000 市内の保育所等に1年以上常勤勤務した期間が通算で3・6・9年に達した保育士等に10万円の継続就労奨励金を支給 広報経費ほか 1,472	
病 児 保 育 事 業 費	7,963	医療機関（市立函館病院）の保育施設内において病児保育事業を10月（予定）から実施	(国) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 2,654 (道) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 2,654
こ ども 誰 だ け 通 園 制 度 試 行 的 事 業 費	40,437	国において新たな給付制度として検討されている「子ども誰でも通園制度」の本格実施に向けて、利用者のニーズ等の調査・分析を行うため試行的事業を実施	(国) 保育対策総合支援事業費補助金 30,253

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
施設型給付費	7,036,424	認可保育所，認定こども園，幼稚園を通じた共通の仕組みによる運営費および幼児教育・保育の無償化に要する費用を給付 認定こども園：53か所 私立保育所：5か所 新制度幼稚園：3か所 市立施設：2か所 広域施設：11か所 第2子以降の保育料無償化 [所要額64,751千円] 認可保育所や認定こども園における第2子以降の保育料を完全無償化	(国) 子ども・子育て支援給付費負担金 3,270,126 (道) 子ども・子育て支援給付費負担金 1,717,205 (道) 多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 76,516 (その他) 保育所入所負担金 13,908
地域放課後児童健全育成事業費	1,101,151	学童保育料の軽減実施分 205,416 児童1人あたり月額6,000円(年額72,000円)の保護者負担の軽減 環境改善補助金 20,000 エアコン未設置の放課後児童クラブを対象に，エアコン設置費用を補助 業務委託料ほか 82クラス 875,735 放課後における児童の健全育成を図る学童保育を実施 小学校余裕教室等の公共施設 24か所 民家や私立幼稚園等の民間施設 58か所	(国) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 310,767 (道) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 310,767
小規模多機能・放課後児童支援事業費	6,294	南茅部地区において，小規模な放課後児童の預かり事業を10月(予定)から実施	(国) 保育対策総合支援事業費補助金 955 (道) 保育対策総合支援事業費補助金 955
子どもの居場所づくり推進事業費	2,053	町会館等における学習支援をきっかけとして，子どもが家庭や学校以外にも安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを推進	

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
子ども・ひとり親 家庭等医療助成費	741,121	子ども医療助成費 619,244 高校生（18歳になる年度末）までの子どもの 医療費を助成 延 305,676件 ひとり親家庭等医療助成費 121,877 ひとり親家庭等の子どもおよびその親の医療 費を助成 延 47,448件	(道) 子ども医療費補 助金 90,678 (道) ひとり親家庭等 医療費補助金 53,525 (その他) 子ども医療 費高額療養費立替金 1,504 (その他) ひとり親家 庭等医療費高額療養費 立替金 474 (その他) 子ども医療 費付加給付金等 1,046 (その他) ひとり親家 庭等医療費付加給付金 等 102

## 衛 生 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
不妊治療等 助成事業費	7,260	医療保険対象外となる先進医療を受ける方の経 済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成	(道) 不妊治療等助成 事業費補助金 3,619
定期予防接種費	398,349	対象疾病 四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ 不活化ポリオ），麻しん・風しん，ヒブ， 小児用肺炎球菌，子宮頸がん (定期接種：12～16歳，未接種者へのキャッ チアップ接種：17～27歳)，日本脳炎，ロタ ウイルスほか 接種者見込数：延 33,897人	(国) 保健所費補助金 429



教育費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
私立学校運営助成費	167,706	生徒1人あたりの助成額 42,000円 対象施設数：15施設 助成対象人員：3,993人	
私立専修学校 運営助成費	19,787	生徒1人あたりの助成額 42,000円 対象施設数：5施設 助成対象人員：457人	
入学準備給付金	3,300	中学校入学または義務教育学校7年生に進級する子どもがいる保護者に入学準備金を支給 (生活保護受給者，就学援助の入学前支給の受給者等を除く) 支給対象 第1子および第2子 (所得額300万円以下の保護者) 第3子以降 (所得制限なし) 支給額 1人あたり3万円	
中学校卒業生 入学準備等給付金	18,330	中学校または義務教育学校を卒業する子どもがいる保護者に高等学校への入学等に係る費用の一部を入学準備等給付金として支給 (生活保護受給者等を除く) 支給対象 第1子および第2子 (就学援助受給世帯・保護者所得額300万円以下の世帯) 第3子以降 (所得制限なし) 支給額 1人あたり3万円	

## (2) 奨学資金特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	
積立基金運用収入	552	奨学基金分	552
寄付金	100	奨学基金分	100
前年度繰越金	1		
貸付金収入	16,741	現年度分 滞納繰越分	14,127 2,614
雑入	1	支払督促申立手数料	1
歳入合計	17,395		

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
管理費	1,010	奨学資金運営委員会委員報酬 事務費	(その他)積立基金運用 収入 552
奨学金	4,464	奨学資金貸付金	
奨学基金積立金	11,821	奨学基金積立金	(その他)寄付金 100
予備費	100		
歳出合計	17,395		

## (3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	説明
一般会計繰入金	960	事務費分 960
前年度繰越金	58,289	
貸付金収入	66,865	貸付元金収入 66,831 現年度分 45,030 滞納繰越分 21,801 貸付金利息 34
雑入	1	支払督促申立手数料 1
歳入合計	126,115	

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
貸付事業費	82,023	母子父子寡婦福祉資金貸付金 80,495 その他所要経費 1,528	(その他)貸付元金収入 66,831
予備費	44,092		
歳出合計	126,115		

3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子（子ども未来部所管分）

(1) 改正理由

基金の額を減額するため

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり

**函館市青少年育成基金条例 新旧対照表【第2条関係】**

現 行	改 正 案
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>6,695万円</u> とする。 2・3 (略)	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>5,745万円</u> とする。 2・3 (略)

(3) 施行期日

公布の日

#### 4 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

##### (1) 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における運営規程の概要等の掲示等に関する規定等を整備するため

##### (2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

##### (3) 施行期日

令和6年4月1日

ただし、第53条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

**函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">( 掲 示 )</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録等)</p> <p>第53条 特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供すること</p>	<p style="text-align: center;">( 掲 示 等 )</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

ができる。この場合において、当該特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、または提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

5 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備等に係る基準の目的等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日



## 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第31条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、当該母子およびその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第34条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体および公共職業安定所ならびに必要に応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護および生活支援に当たらなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導<u>または支援</u>により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第31条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該母子それぞれの意見または意向</u>、当該母子およびその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第34条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体および公共職業安定所ならびに必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護および生活支援に当たらなければならない。</p>

6 函館市つつじ保育園条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和6年4月1日

函館市つつじ保育園条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(乳幼児の保育等)</p> <p>第4条 つつじ保育園(前条第1項に規定する定員に係る部分に限る。次項および次条第1項から第3項までにおいて同じ。)において、保育を必要とする乳児・幼児(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。以下単に「乳幼児」という。)の保育(同条第7項に規定する保育をいう。以下同じ。)を希望する保護者(法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)は、あらかじめ、市長に申し込み、その承諾を得なければならない。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(乳幼児の保育等)</p> <p>第4条 つつじ保育園(前条第1項に規定する定員に係る部分に限る。次項および次条第1項から第3項までにおいて同じ。)において、保育を必要とする乳児・幼児(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。以下単に「乳幼児」という。)の保育(同条第7項第1号に規定する保育をいう。以下同じ。)を希望する保護者(法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)は、あらかじめ、市長に申し込み、その承諾を得なければならない。</p> <p>2～8 (略)</p>

## 7 函館市児童館条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正理由

指定管理者が管理する児童館の専用使用に係る料金を使用料として徴収することとするため

### (2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

### (3) 施行期日

令和7年4月1日

## 函館市児童館条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>(使用料および利用料金)</u></p> <p>第9条 第5条第1項に規定する者の児童館（指定管理児童館（第17条第1項に規定する指定管理児童館をいう。第3項および第4項において同じ。）を除く。次項において同じ。）の使用料は、無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により児童館を使用する使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>3 <u>第5条第1項に規定する者の指定管理児童館の使用に係る料金は、無料とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により指定管理児童館を使用する使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。</u></p> <p>5 <u>利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>6 <u>利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料および利用料金の減免)</u></p> <p>第10条 <u>市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料および利用料金の不還付)</u></p> <p>第11条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</u></p> <p>2 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(使用料)</u></p> <p>第9条 第5条第1項に規定する者の児童館の使用料は、無料とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。</u></p> <p>4 <u>市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第2項の使用料を減免することができる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第10条 (略)</p> <p>(削る)</p>

第12条・第13条 (略)

(原状回復等)

第14条 使用者は、児童館の使用を終了したとき、または第12条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 (略)

第15条・第16条 (略)

(指定管理者による管理)

第17条 児童館のうち規則で定めるもの(以下「指定管理児童館」という。)の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理児童館に係る第4条の事業の実施に関すること。
- (2) 指定管理児童館の使用の許可および制限に関すること。
- (3) 指定管理児童館の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条第2項、第6条、第7条、第12条、第13条、前条および別表備考の規定の適用については、これらの規定(同表備考を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「徴収する」とあるのは「支払わなければならない」とする。

第18条 (略)

第11条・第12条 (略)

(原状回復等)

第13条 使用者は、児童館の使用を終了したとき、または第11条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 (略)

第14条・第15条 (略)

(指定管理者による管理)

第16条 児童館のうち規則で定めるもの(次項において「指定管理児童館」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条第2項、第6条、第7条、第11条、第12条および前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第17条 (略)